

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】

制限は行っておりません。また、条例等の制定も考えておりません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

市は、平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加しましたが、その目的は滞納整理を推進するとともに派遣職員の徴収技術の向上を図ることを目的としおりますし、税の徴収事務を移管した対象者につきましては、滞納額が高額で、前年度申

告等により納税資力があるとみなした者等に移管しております。

また、市での滞納整理についても、滞納整理機構と同様に滞納整理を進めていくとともに、地方税法第 15 条（徴収猶予の要件等）の適用については、滞納者の実情を納税相談等により把握し、納税資力の少ない方などには引き続き徴収猶予の緩和による分割納付をお願いし、さらに、法第 15 条の 9（納税の猶予の場合の延滞金の免除）の適用についても緩和し免除等を行っております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】

効果的・効率的な行政運営を行うため、アウトソーシング等による民間や地域との役割分担を検討しつつ、職員の合理的な削減と必要な業務への集中を図り、適正な職員配置となるよう努めています。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】

国・県の東海・東南海・南海地震による想定規模・被害予想をもとに江南市の状況を見直していきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】

小中学校などの耐震化の促進については、平成 23 年度をもって、市内小中学校の校舎及び体育館の耐震化は完了します。食料・水などの備蓄の強化については、今後、計画的進めていきます。

個人宅の耐震化については、平成 15 年から無料の民間木造住宅耐震診断を実施しており、平成 22 年度までに耐震診断を実施された住宅件数は、2,018 件であり、その内 1,845 件（約 91.4%）が建物の耐震改修の必要と診断されております。1,845 件の耐震改修の必要と診断された住宅のうち、耐震改修を実施された住宅は 125 件で実施率は約 6.8%です。耐震診断については、現在、広報・ホームページに掲載すると共に、今年度は国の補助による緊急雇用の臨時職員を採用し、啓発活動をしております。

また、耐震補強につきましても、国や県の補助を活用し多くの方へ補強工事をしていただくよう耐震改修率の向上に努めてまいります。なお、今後も、耐震診断並びに耐震補強について、国や県にも補助の拡充を要望していきます。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】

施設の改修にあわせ、今後も進めていきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者（児）、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者（児）のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】

福祉避難所を整備については、関係各課と協議し、検討していきます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】

市内所在の江南厚生病院は 31 番目の災害拠点病院として、平成 20 年 5 月 1 日付けで、

開院と同時に指定されています。江南厚生病院に対しては、建設費補助金及び2次救急医療に対する補助金を交付しております。

県では、平成23年度までに36か所指定を目標としています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】

毎年、徒歩帰宅支援マップの見直しを行っております。避難経路については、災害の状況により変化しますので、より安全な避難経路を地域の自主防災訓練等において確認されるようお願いしております。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】

小学校では、生活科や道徳でも取り上げられていますが、特に学級活動では、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し事前に備えるなど、災害に備えて安全に行動できる能力や態度の育成を図っています。中学校では、道徳や特別活動に加えて、社会科で「災害から人々の安全を守る体制とそこに従事している人々の工夫や努力」を学びます。このように、日々の授業の中でも防災意識を高める教育を行っています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】

市の介護保険事業基金の取り崩し、県の財政安定化基金の取り崩しなどにより、対応します。負担段階については、検討する必要があります。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

保険料の減免は、所得段階の第3段階の方を対象とした減免を行っています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

高齢者に対する訪問介護サービスの利用料減免は、平成17年度から国の制度は廃止されていますが、低所得世帯の方には引続き5%の減免を行っています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

引続き、地域支援事業は実施します。また、要介護認定・要支援認定のない方には、一般高齢者施策の訪問介護、通所介護などが利用できるような体制となっております。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください

【回答】

第4期介護保険事業計画にそって、平成22年度に認知症対応型共同生活介護1か所、平成23年度に認知症対応型共同生活介護1か所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1か所を整備しました。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

江南市では、3つの日常生活圏域に分かれており、3か所設置しております。いずれも委託ですが、十分機能していると思っております。委託料についても、見直しを行うよう努めております。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書を提出しており、国により介護職員処遇改善が行われております。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などについては、民生委員の協力を得て、自宅を訪問して状況を確認しております。また、買い物などの生活支援については、日常生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方やどちらかが介護認定を受けている高齢者世帯の方を対象にホームヘルパーの派遣をしています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

85歳以上の方には、タクシー料金の助成を行っています。また、タクシー利用による、いこまいCAR(定期便・予約便)を運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

市の補助団体である社会福祉協議会が現在、市内11か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

財政的なことを考慮しますと、高齢者住宅を公営で整備することは困難です。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスは、月曜日から金曜日までの週5日、昼夜選択制で実施しています。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要支援2以上の方を対象としています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

平成18年度に要支援2以上で障害者手帳を持っていない方等に、申請書を送付しました。しかし、要介護認定を受けている方の全ての方が税法上の被扶養者ではありませんし、障害者控除の対象者でもありませんので、必要の無い人にまで「障害者控除対象者認定書」や「障害者控除対象者認定申請書」を送付することに伴う窓口での混乱が予想されたことや、19年度以降は、前年度の証明書で申告していただけるようになったことなどから、新しく認定を受けたり、介護度が重度になったり、紛失された方には申し出ていただくよう広報で周知しました。

現在は、要介護認定通知書に案内を同封し、制度の周知をしております。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

市独自の対応は困難です。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

後期高齢者医療広域連合との十分な協議を行っていきます。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】

中学3年生までの入院は無料、通院は小学3年生までは無料、小学4年生から小学6年生までの通院は3分の2助成としており、改正の予定はありません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】

妊産婦健診は、産前14回、産後1回を公費助成しております。助成は、医療機関で妊娠届出書の発行を受けた以降の健診分を対象としています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。また、申請は学校だけでなく、市教育委員会の窓口でも受け付けています。なお民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

学校給食法第11条第2項に基づき、保護者負担となっています。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国民健康保険制度の広域化については、後期高齢者医療制度の廃止など医療保険制度の見直しにも関連することから、国の動向を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

限度額の引き上げは行いましたが、保険税率等の引き上げは行っておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象とする減免を設けています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

前年所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。なお、所得減少については、経済状況の変化に伴う急激な所得減少についても対象としています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

福祉医療対象者および高校生以下の児童には交付していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

給付制限は行っていませんが、本人からの申し出による保険税への充当は行っています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

分納誓約等で約束どおり納付されている方には、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

平成21年度から生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象者としました。また、毎年7月号の広報に掲載して住民へ周知しています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

法に基づき、対応していきます。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】

法に基づき、対応していきます。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】

法に基づき、対応していきます。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】

法に基づき、対応していきます。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】

サービス利用時間数は、サービス利用者の生活環境やサービスの利用意向を基に、支給決定しています。移動支援等の地域生活支援事業は、利用者の増加等に対応する予算措置を講じています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】

障害福祉計画については、障害者本人・家族・事業者の意見等をお聞きし、策定していきます。グループホーム・ケアホームなどの施設整備に対する補助を実施し、事業所参入に対する支援を行っています。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】

調査研究していきます。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】

調査研究していきます。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】

特定健診については、基本項目に加え、原則、必要な方のみ実施する詳細項目を全員に行うこととしているため、1,000円の自己負担を徴収しています。

がん検診、歯周疾患健診の自己負担については、受益者負担の考え方から無料化は困難です。なお、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、昨年度と同様、女性特有のがん検診推進事業により、節目年齢の方に無料で実施しております。また、40～70歳までの5歳毎の節目年齢の方に節目年齢歯科健康診査を無料で実施し、平成23年度から75歳の方まで対象を拡大しました。

通年実施については、医師会、歯科医師会との調整などの課題があります。

個別・集団の両方式については、がん検診は、実施しておりますが、特定健診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託です。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

40歳未満の方を対象とした健診として、自己負担1,000円で、年2回、日曜日にフレッシュ健康診査を実施しています。受益者負担の考え方から無料化は困難です。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】

ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチンは接種費用の2/3程度を助成しています。国の接種事業が限定措置であることから、無料にすることは困難です。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

平成23年度から高齢者肺炎球菌については4,000円の助成をしています。水痘・流行

性耳下腺炎については、助成制度を設けることは困難です。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

法に基づき、適切かつ迅速に対応しています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】

状況により、適切に対応しています。

③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

人事担当部局に要望をしています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】

無年金者などに関し、一部要望書が提出されております。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【回答】

現在、国において、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度が検討されていますので、その動向を注視していきます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

市長会などを通じ国に対して要望書を提出していきます。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】

全国市長会より国へ要望しております。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

【回答】

国の施策であります。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】

診療報酬改定は、国が中央社会保険医療協議会の答申を受け、決定されています。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】

制度の見直し等があれば、対応していきます。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

【回答】

市長会等を通じて国に要望しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

市長会などを通じて要望しております。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】

制度の見直し等があれば対応していきます。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】

制度等の見直しがあれば対応していきます。

以上